

# 千葉県測量設計政治連盟規約

## 第1章 総則

(名称・所在地)

第1条 本政治連盟は、千葉県測量設計政治連盟（以下「本連盟」という。）と称し、主たる事務所を千葉市に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、測量、設計及び調査等コンサルタント関係業者の社会的、経済的地位の向上を図るために必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の地位向上を図るための諸施策
- (2) 全国測量設計政治連盟との連携及び情報の交換
- (3) 政治資金規正法に基づく政治活動
- (4) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本連盟の会員は、本連盟の主旨、目的に賛同する者をもって組織する。

## 第2章 役員

(役員の設定)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 幹事 8名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 幹事のうち1名を会長、2名を副会長、2名を会計責任者及び会計責任者職務代行者とする。

(役員を選任及び任期)

第6条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、会計責任者及び会計責任者職務代行者は、幹事の互選により選出する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠選任による役員任期は、前任者の在任期間とする。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、会長の命を受け業務を執行する。
- (4) 会計責任者は、政治資金規正法に基づく会計業務を行う。
- (5) 会計責任者職務代行者は、会計責任者を補佐し、会計責任者に事故あるときは、その職務を行う。
- (6) 監事は、会計及び業務執行の状況を監査する。

### 第3章 会 議

(会議の構成)

第8条 本連盟の会議は、総会及び幹事会とし、会長が招集する。

(総会の招集)

第9条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 会長は、毎会計年度終了後の3か月以内に定時総会を招集する。  
ただし、本連盟の運営上必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 3 総会の招集は、会日より2週間前までに会員に対し行うものとする。  
ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 4 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

(総会議事)

第10条 総会の議長は、総会において選任する。

- 2 総会の決議は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が

決する。ただし、役員解任に関する決議については、3分の2以上の多数により決する。

- 3 会員は、あらかじめ議案として知らされた事項について書面をもって表決し、または、他の会員を代理人として表決を委任できる。
- 4 前項の規定により表決した場合は、出席したものとみなす。

#### (総会の議決事項)

第11条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 運動方針に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 規約の制定、改廃に関する事項
- (4) 役員を選任及び解任に関する事項
- (5) その他総会での審議が相当とされた事項

#### (幹事会)

第12条 幹事会は、会長、副会長、幹事（うち1名は会計幹事）をもって構成する。

- 2 次に掲げる事項は、幹事会の決議を経なければならない。
  - (1) 総会へ付議すべき事項
  - (2) 事業の執行に関する重要事項
  - (3) 会長から付託された事項
  - (4) その他幹事会での審議が相当とされた事項
- 3 幹事会の決議は、構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 招集の通知は、第9条第3項「総会の招集」に準用する。

## 第4章 会計

#### (会計年度)

第13条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(経費並びに事業計画及び予算)

第14条 本連盟の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会長は、あらかじめ幹事会の決議を経て、毎事業年度の事業計画及び予算案を作成し、総会の承認を経なければならない。

3 予算が成立するまでの間の収入及び支出は前年度に準じて執行するものとする。

(会 費)

第15条 会員は、一口10,000円以上の額を年会費として本連盟に納入しなければならない。

2 会員は、前項の会費のほか、総会において特別に納入すべき額が決議されたときは、その額を本連盟に納入しなければならない。

(決 算)

第16条 会長は、本連盟の事業及び決算報告書を監事に提出しなければならない。

2 監事は、前項の提出書類を監査し、その結果についての意見を付記し、会長に提出しなければならない。

3 会長は、監査の意見を附した報告書として総会の決議を受けなければならない。

(旅費及び日当)

第17条 役員等の旅費及び日当は幹事会で定める。

## 第5章 事務局

(事務局)

第18条 本連盟の事務を処理するため事務局を置くことができる。

2 事務局には、職員を置くことができる。

## 第6章 補 則

(顧問及び相談役)

第19条 本連盟に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、幹事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

(残余財産の処分)

第20条 本連盟の解散の場合の残余財産は、総会の決議により処分する。

(その他)

第21条 本規約に定めのない事項については、幹事会で決定する。

(附 則)

この規約は、平成25年12月13日から施行する。